

○津軽広域連合の職員の給与に関する条例の施行に関する規則

(平成10年 3 月25日規則第 8 号)

改正 平成12年12月26日規則第 5 号
平成14年 1 月15日規則第 1 号
平成14年 3 月29日規則第 6 号
平成15年 3 月10日規則第 1 号
平成16年 9 月27日規則第 2 号
平成20年 3 月19日規則第 4 号
平成22年 3 月31日規則第 2 号
平成23年 3 月31日規則第 1 号
平成26年11月19日規則第 2 号
令和元年11月22日規則第 3 号
令和 6 年 3 月12日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津軽広域連合の職員の給与に関する条例（平成26年津軽広域連合条例第 3 号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法その他条例の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第 1 条の 2 条例第 5 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、同条の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(給料の支給定日)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する給料の支給日は、毎月21日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日。以下「給料の支給定日」という。）とする。ただし、必要がある場合は、給料の支給定日から10日以内を繰り上げた広域連合長の定める日を給料の支給定日とすることができる。

(給料の支給)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する給与期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において新たに派遣職員となった者及び給与期間中給料の支給定日前において離職し、又は死亡した派遣職員には、その際給料を支給する。

2 派遣職員が、派遣職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、給料の支給を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても請求の日までの分をその際支給する。

3 派遣職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間中の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業を始め、又は育児休業の期間の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 4 給与期間の初日から引き続いて休職中の派遣職員又は育児休業若しくは停職中の派遣職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（給料の減額方法）

第4条 条例第8条に規定する給料の減額の基礎となる派遣職員が勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとする。

- 2 減額すべき給料の額は、その給与期間の分の給料に対応する額をその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給料の額を給料から差し引くことができないときは、その他の給与から差し引くものとする。

（条例第12条第2項の規則で定める時間）

第4条の2 条例第12条第2項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、次に定める時間とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び同条に規定する年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間
- (2) 育児短時間勤務職員等 前号の規定による時間に条例第5条第2項に規定する勤務割合を乗じて得た時間

（時間外勤務手当の支給割合等）

第5条 条例第9条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第9条第1項第1号に掲げる勤務100分の125
- (2) 条例第9条第1項第2号に掲げる勤務100分の135

第6条 条例第9条第3項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は同条に規定する年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）が属する週において、職員に対し休日勤務手当が支給された場合における次に定める時間

ア 当該週の勤務時間等条例第3条第2項、第4条及び第5条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「週の割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が勤務時間等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間（以下「所定労働時間」という。）に当該休日勤務手当が支給された時間を加えた時間以下とな

る場合における勤務時間等条例第3条第2項及び第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が所定労働時間に当該休日勤務手当が支給された勤務時間を加えた時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日勤務手当が支給された勤務時間数に相当する時間（勤務時間等条例第4条の規定に基づき勤務時間が割り振られている職員（以下「交替制勤務職員」という。）について、当該週における割振り変更前の正規の勤務時間が所定労働時間を超える場合においては、所定労働時間に当該休日勤務手当が支給された時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が所定労働時間に満たない場合においては、当該休日勤務手当が支給された勤務時間数に次号イに該当する時間を加えた時間数に相当する時間）

（2） 交替制勤務職員について、所定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週における次に定める時間（前号に該当する場合を除く。）

ア 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が所定労働時間以下になる場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が所定労働時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、所定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

（3） 育児短時間勤務職員等について、所定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週における次に定める時間（前2号に該当する場合を除く。）

ア 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が所定労働時間以下になる場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が所定労働時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、所定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

2 条例第9条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

3 第1項に規定するもののほか、時間外勤務手当が支給されない時間に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（休日勤務手当の支給割合）

第7条 条例第10条の規則で定める割合は、100分の135とする。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給）

第8条 公務により旅行中の職員に対しては、条例第9条に規定する時間外勤務手当及び条例第10条に規定する休日勤務手当は、これを支給しない。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間外に、又は条例第8条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等において勤務すべきことを旅行命令権者があらかじめ指示して旅行を命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明のできるものについては、この限りでない。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給時間の計算)

第9条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分毎に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(時間外勤務及び休日勤務命令簿の作成)

第10条 各機関の長は、時間外勤務及び休日勤務命令簿を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給日)

第11条 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

2 勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の翌月の基本給の支給定日に支給する。

(期末手当等の支給日)

第12条 条例第14条に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日(これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれその前日、これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前前日)とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(寒冷地手当の支給日)

第13条 条例第14条に規定する寒冷地手当の支給日については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

(給与の調整)

第14条 広域連合長は、派遣職員の給与の支給について他の派遣職員との均衡を失すると認められる場合は、必要と認められる限度において、必要な調整をすることができる。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年1月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月29日規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年 3 月10日規則第 1 号）
この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月27日規則第 2 号）
この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月19日規則第 4 号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第 2 号）
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第 1 号）
この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月19日規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月22日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月12日規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。